

中学校における発達障害のある生徒の
指導の在り方に関する調査研究

－ 中間報告 －

平成19年3月

栃木県総合教育センター

ま え が き

平成17年12月の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会）では、小・中学校における特別支援教育の推進に関して、通常の学級も含めた教育活動全体で適切な推進が図られることが提言されています。

文部科学省は、学校教育法等の一部を改正（平成19年4月1日より施行）し、小・中学校等においては、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことなどを規定しています。

栃木県教育委員会では、平成18年度から22年度の教育行政の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン（2期計画）」の中に、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進するために「特別支援教育の充実」を盛り込んでおります。そこで、発達障害児等を含め特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、将来地域において自立し社会参加するために、適切な指導や必要な支援を行う必要があるとし、様々な施策を推進しております。

このような状況を踏まえて、当センター教育相談部では、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の一層の充実に取り組んでおります。

この「紀要」は、平成18年度より2か年にわたる「中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究」の1年次の中間報告として発行するものです。特別支援教育を推進するための参考として、有効に御活用いただければ幸いです。

最後に、本年度の調査研究を進めるにあたって御協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

平成19年3月

栃木県総合教育センター所長

五味田 謙 一

目 次

第1章 研究の概要	1
第2章 研究の基本的な考え方	3
第1節 発達障害のある生徒への指導	
第2節 日常の教育活動としての特別支援教育	
第3節 通常の学級における指導	
第4節 個別の指導計画に基づく指導	
第3章 研究の実際	10
第1節 A中学校における実践	
第2節 B中学校における実践	
第4章 研究の中間まとめ	24
文 献	25

第1章 研究の概要

1 研究主題

中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方

2 研究趣旨

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（平成17年12月中央教育審議会）の特別支援教育の理念と基本的な考え方の中で、「現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する適切な指導及び支援が喫緊の課題であること」また、「LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す児童生徒がいじめや不適応そして不登校につながる場合もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することによりいじめや不登校を未然に防止する効果も期待されていること」などが示されている。

本県では、小学校における特別支援教育の推進は図られているものの、中学校においては、平成17年度学習障害児等指導体制充実事業より県内の4校を起点として、特別支援教育の取組が始まったところというのが現状である。

そこで、本研究では、中学校における通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒（以下、発達障害のある生徒と称す）への支援をより充実させることを目的として、発達障害のある生徒の指導における校内支援体制の在り方とその指導についての研究を行う。

3 研究内容

中学校では、不登校、いじめ、暴力行為、非行、対人関係の困難、学力不振など配慮を要する生徒に対して、学年部会や生徒指導委員会・いじめ不登校対策委員会等の支援体制を組織して、日々指導に取り組んでいる。その中で、今日的な課題として、通常の学級に在籍する発達障害のある生徒に対する指導の在り方が問われている。

本研究では、組織的な体制をもつ中学校のよさを生かし、日常の教育活動としての特別支援教育を目指し、以下の2つを研究内容とする。

(1) 校内支援体制の在り方

既存の組織体制を生かし、そこに特別支援教育の視点を加えることで、発達障害のある生徒の指導における校内支援体制を構築していく。

(2) 発達障害のある生徒の指導の在り方

学級のすべての生徒に対して「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障しながら、その中でも発達障害のある生徒に対して、個別の指導計画を活用し、個別性に配慮した指導を深めていく。なお、個別の指導計画に基づいた指導は次のとおり積み重ねていく。

- ・個別の指導計画の作成（実態の把握・指導目標・指導場面・指導の手だて） 指導の実施
指導の評価と改善

4 研究方法

(1) 研究期間

平成18年4月から平成20年3月までの2年間

(2) 研究組織

研究協力委員として、県内の2つの中学校において各2名ずつ委嘱した。

- ・ A 教諭（特別支援教育コーディネーター、学級担任）
- ・ B 教諭（生徒指導主事）
- ・ C 教諭（特別支援教育コーディネーター、教務主任）
- ・ D 教諭（学級担任、学年特別支援教育係）

研究の指導・助言者として、学校心理学の専門家を要請した。

- ・ 筑波大学 人間総合科学研究科 教授 石隈 利紀 先生

その他、県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室と特別支援教育室の協力を得た。

(3) 研究方法

研究協力委員の学校において、それぞれ1、2年生各学年1名ずつ計4名の対象生徒に対する指導をとおして事例研究を行う。

なお、本事業における対象生徒は、以下の点で選出をする。その際、保護者の了解も得る。

- ・ 通常の学級に在籍し、知的発達の遅れは認められない。
- ・ 集団での学習・生活への参加において、継続的に個別支援が必要である。
- ・ 発達障害のある、または発達障害の状態を示していると思われる。

また、個別の指導計画に基づく指導の実施・評価・改善の一連の過程は、3回実施する。

(4) 研究計画

2年間の研究活動の概要は、以下のとおりである。

時期	主 な 実 施 内 容		
	研究推進	事例研究	
H18 5月 6月	○第1回調査研究委員会 ・趣旨、研究計画、研究方法等の提案と検討等	○第1回学校訪問 ・生徒の実態把握（授業参観、資料等） ・個別の指導計画に基づく指導目標・手だて等の検討 ・校内支援体制の在り方について ○第2回学校訪問 ・生徒の状況確認（授業参観、資料等） ・個別の指導計画の評価・改善 ・校内支援体制の検討 ○第3回学校訪問 ・生徒の状況確認（授業参観、資料等） ・個別の指導計画の評価・改善 ・校内支援体制の検討 ○第4回学校訪問 ・生徒の状況確認（授業参観、資料等） ・個別の指導計画の評価・改善 ・校内支援体制の検討 ・研究実践の成果と課題	
9月	○第2回調査研究委員会<石隈先生による指導助言> ・研究全体や事例研究に関する検討等		
10月			
11月	○第2回部内事例研究会		
12月			
H19 1月	○栃木県教育研究発表大会にて中間報告		
2月	○アンケート調査の実施、集計 ○紀要の中間報告の作成		
3月	○中間のまとめ(紀要)の作成、発送		
H19 4月	○第1回調査研究委員会		○第1回学校訪問 ○第2回学校訪問 ○第3回学校訪問 ○第4回学校訪問
5月			
6月	○第2回調査研究委員会<石隈先生による指導助言>		
7月			
9月			
10月	○第3回調査研究委員会		
11月	○アンケート調査の実施、集計		
H20 1月	○栃木県教育研究発表大会にて研究のまとめ発表		
2月	○第4回調査研究委員会		
3月	○調査研究のまとめ(紀要)の作成、発送		

第2章 研究の基本的な考え方

第1節 発達障害のある生徒への指導

1 指導の目的

発達障害のある生徒への指導の目的は、二次障害の予防・軽減を図ることである。その根拠は、次の2点である。

(1) 基本症状は短期間では変化しない

ICD-10 (WHO)によると、発達障害は「寛解や再発がみられない安定した経過」が特徴である。発達障害の基本症状は短期間で大きく変化するものではない。多くの場合、生徒は基本症状により生じる学習や生活上の困難を自覚している。しばしば生徒自身が困難を克服する試みを行っているが、その試みはたいていうまくいっていない。

(2) 年齢が上がるほど二次障害は大きくなる

実際に個々の生徒の状態をみると、発達障害の基本症状だけでは理解できないことが多い。基本症状により生じる困難に加え、周囲の環境や人のかかわりが要因となって、行動面、心理面、身体面に多様な症状が出現しているからである。これを二次障害という。

基本症状により生じる困難は、周囲の人から単に「怠けている」「ふざけている」「わがままである」とみなされやすい。何度注意しても変わらないことから叱責や非難を受けることが多くなりがちである。その結果、行動面には反抗（攻撃的行動）や不登校（回避行動）、心理面には不安や抑うつ、身体面には不定愁訴や腹痛などが、二次障害として引き起こされる。適切な対応がなされない場合、一般に年齢が上がるほど二次障害は大きくなる。発達障害のある生徒への指導の目的は、二次障害の予防・軽減を図ることである。

2 指導の基本方略

発達障害のある生徒への指導の基本方略は、次の2点である。

(1) 二次障害の要因への対処

二次障害の要因は、家族、教師、友達などの悪意なき無理解な言動や過剰な要求など、主として対人関係の問題である。これについての対処は、周囲の人が生徒の個別性に応じたかかわり方を体験的に理解し、対応できるようになることである。基本症状によるものと思われる困難に対しては、原則として叱責や強制を行わず、それを補う方策を考えるようにする。

(2) 自尊心を育てる指導

生徒に降りかかる二次障害の要因を、すべて排除することは不可能である。多少の要因があっても、それによる心の動揺に耐えられるだけの剛さと柔らかさをもった自尊心を育てることが重要となる。

そのためには、家族をはじめとして、教師、友達など周囲の人から、基本症状による種々の困難はあっても、「あなたはあなたでかけがえのない存在である」という、自己のプラス面もマイナス面もそのまま受け入れてもらえる体験が生徒には必要である。この体験により、生徒自身も自己を受け入れ、自尊心を育てることができるようになる。

学校では生徒に対する指導とともに、保護者に対する心理面での支援を重視する必要がある。保護者に対する心理面での支援は、間接的に家族間の愛着形成に作用する。それは生徒自身が自尊心を育てていくための土台となるものである。日頃から保護者との連絡を密にとり、生徒の成長を願う保護者の思いを受け止め、学校で生徒ができていくこと、努力していることを積極的に見いだして伝えるようにすることが大切である。

第2節 日常の教育活動としての特別支援教育

1 専門家による学校支援

特別支援教育の初動の時期には、「専門家による学校支援」に重点が置かれていた。平成15～17年度には、学習障害児等指導体制充実事業が実施された。この事業では、市町村教育委員会が特別支援教育の推進校を各1校指定し、県教育委員会が専門家により構成した巡回相談班を、年間4回、学校に派遣するという体制で、発達障害のある児童生徒への支援が実施された。巡回相談班の構成員には、医師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家が手厚く投入された。

この事業では、発達障害の類型に基づいて、最初に児童生徒のつまずきとその要因に関する分析的な実態把握を行い、発達障害であるか否かを専門家が判断する、ということが重視された。学校は、専門家の示す判断と教育的対応についての意見書に従って個別の指導計画を作成した。それを基に一定期間指導を行った後、再び専門家の指導・助言を受けて指導の見直しを図り、個別の指導計画を書きかえた。この一連の過程を繰り返していくというものであった。

2 教員による日常の教育活動

普及の時期には、学校を主体とした「教員による日常の教育活動」に重点を移行する必要がある。そのためには、学校の教育活動全体の中に特別支援教育を体系的に位置付けることが重要である。

(1) 学校を主体とする支援体制

平成18年度には、新たに特別支援教育推進事業が実施された。この事業では、発達障害のある児童生徒への支援を、小・中学校、市町村教育委員会、県教育委員会という階層的な支援体制で取り組むことが示された。その概略は次のとおりである。

小・中学校は、校内支援体制を整え、個別の指導計画に基づく指導に取り組む。
市町村教育委員会は、巡回相談を行い、各学校の取組を支援する。
県教育委員会は、支援内容検討会を開催し、専門家から指導助言が受けられる機会を提供して市町村教育委員会の取組を支援する。

この支援体制の中で最も重要なのは、小・中学校における取組である。各学校が日常の教育活動として個別の指導計画に基づく指導に取り組んでいくことが、この支援体制の基盤である。市町村教育委員会に巡回相談による支援を要請する場合にも、主体者である学校が可能な限りの教育的対応を行った上で、目的を明確にして巡回相談を活用することが大切である。

(2) 学校の組織全体の体系化

発達障害のある生徒への支援は、校長の指導の下、校内委員会等を設置して、コーディネーターを中心に組織的、継続的に取り組んでいくことが必要である。これは、不登校、いじめ、暴力行為、非行等への組織的対応と同様である。

校内委員会を設置する際には、他の組織との関連付けを明確にして、学校の組織全体の体系化を図ることが重要となる。いくつもの教育課題に対応するための組織が並列して増えると、個々の組織の機能が相対的に低下するだけでなく、学校の組織全体にも影響を及ぼしかねないからである。

コーディネーターの教員は、学校内の組織的な対応の中心に位置するとともに、保護者に対する相談、専門機関との連携など、重要な役割を担う。校内委員会の構成員としては、校長、教頭、教務主任、学級担任、学年主任、生徒指導主事、学習指導主任、教育相談担当、養護教諭、特殊学級担任、通級指導教室担当、スクールカウンセラーなどが考えられる。

校内委員会を設置する際の具体例を以下に示す。

校内委員会には既存の組織を活用する。

- ・生徒指導委員会の機能を拡充して発達障害のある生徒の支援を加える。
- ・いじめ・不登校対策委員会等の組織と統合して生徒支援委員会等の名称で設置する。
校内委員会を二重構造にする。
- ・「学校全体の委員会」の下に「学年等の小委員会」を位置付ける。
- ・「学校全体の委員会」の役割は、学校全体での共通理解を図ることである。校長の基本方針に基づき、コーディネーターが特別支援教育の全体計画と校内委員会の年間計画を示す。定期的に学年等の小委員会の支援状況を学校全体で確認する。
- ・「学年等の小委員会」の役割は、生徒に対する指導を実践することである。指導目標や指導の手だてを共通理解して日常の指導に取り組む。相互に助言し合いながら、個別の指導計画を小まめに書きかえる。状況に応じて柔軟に指導を展開するため、生徒にかかわる教員は固定的にとらえないようにする。

第3節 通常の学級における指導

1 特別支援教育のとりえ方

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた教育である。学級のすべての生徒を対象とする、学級経営を基盤とした生徒指導と個に応じた教科等の指導を一層推進する教育であるととらえることが重要である。発達障害のある特別な生徒のみを対象とする特別な教育であると狭くとらえると、特別支援教育の本質を見誤ることになる。

2 指導の二段階の区別

学習障害児等指導体制充実事業の成果をまとめた「通常の学級における特別支援教育の手引き」の中から、発達障害児に対する指導の手だての具体例の数々を大づかみに俯瞰してみる。すると、それは集団での学習や生活において、すべての生徒に対して「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する、普遍的な指導の手だてであることが分かる。

このことから、通常の学級における指導においては、指導の二段階を明確に区別する必要がある。第一段階は、学級のすべての生徒に対する指導である。第二段階は、支援ニーズの高い生徒に対する指導である。第一段階の指導が基盤にあつてこそ、第二段階の指導が可能となる。

(1) すべての生徒に対する指導

第一段階は、学級のすべての生徒に対して、「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する指導に取り組むことである。

【居心地のよい集団をつくる】

日常の学習や生活の中で、出来事に即して居心地のよい集団づくりに取り組んでいくことが大切である。特別の手法を活用しないと集団づくりができないということではない。

担任と一人一人の生徒との信頼関係を確立する。
生徒同士でよいところを認め合い、助け合おうとする土壌を育成する。
集団生活に必要なルール（規則）とマナー（礼節）を指導する。

【分かりやすい学習・生活環境を整える】

分かりやすい環境を整えることで、生徒は安心して学習や生活に取り組むことができる。能動的に考え、動き出すためには、分かるということが大切である。

情報をとり入れやすい形で伝える。
・ 不要な情報を除く。
・ 短い言葉で、具体的に伝える。
・ 視覚的（痕跡型）手がかりを添える。
全体と部分の構造・関連を明確にする。
・ 初めに、全体の構造と時間計画を示す。
・ 活動（課題）ごとに、空間を区分する。
・ 活動（課題）ごとに、内容・順序を示す。
・ 逐次、全体の中での現在の位置を確認する。

(2) 支援ニーズの高い生徒に対する指導

第二段階は、第一段階の指導を基盤として、支援ニーズの高い生徒に対する個別性に配慮した指導に取り組むことである。

支援ニーズの高い生徒は1学級に1名とは限らない。そこで、最も支援ニーズの高い生徒を対象として、個別の指導計画を活用しながら指導を行う。その生徒に対する指導を累積しながら、生徒の個別性に配慮した指導の専門性を高めていく。その成果を他の支援ニーズの高い生徒に対する指導にも援用していく。

第4節 個別の指導計画に基づく指導

1 個別の指導計画の役割

個別の指導計画は、通常の学級の担任が生徒の個別性に配慮した指導を行うために活用する道具である。日常の教育活動の中で継続的に活用するものであるから、様式には簡便であることが求められる。個別の指導計画の役割は、次のとおりである。

(1) 指導責任を明確にする

個別の指導計画は、指導責任を明確にするための道具である。

文字により言語化することで、指導目標、指導の手だて、役割分担を明確にする。
目標の達成状況を評価して指導計画を改善することで、指導の着実な進行を管理する。
指導計画と指導の進行状況を保護者に説明することで、相互理解に基づく連携を図る。

(2) 指導の専門性を高める

個別の指導計画は、指導の専門性を高めるための道具である。

指導計画を書きかえながら、生徒の実態をとらえる視点を精緻化させていく。
指導計画を書きかえながら、指導目標を設定する視点、指導の手だてを設定する視点、
評価を行う視点を精緻化させていく。

2 対象生徒の選出

(1) すべての生徒の支援ニーズの把握

担任は、日常の行動観察をとおして、学級のすべての生徒の支援ニーズを大きく二段階で把握しておく。

支援ニーズ 1

- ・集団での学習・生活において、時に配慮が必要である。
不安・緊張の緩和、意欲の喚起などのための言葉かけや個別の相談など。

支援ニーズ 2

- ・集団での学習・生活において、継続的な支援が必要である。
課題量や時間の調整、補助教材の活用、T Tによる支援、個別の生活指導、別室登校、
家庭訪問など。

(2) 対象生徒の選出

支援ニーズ 2 の生徒の中から、最も支援ニーズの高い生徒を、学年等の小委員会において選出する。

この段階で、コーディネーターは対象生徒の一覧を作成し、学校全体の委員会において共通理解を図る。

3 個別の指導計画の作成

(1) 実態の把握

実態を把握する領域は、「学習面」と「生活面」とする。学習面は授業場面に関すること、生活面はそれ以外のこととして、区別する。厳密に分けられない場合には、暫定的にどちらかに区分して対応する。

実態を把握する観点は、「うまくいっているところ」と「つまづいているところ」とする。

学習面と生活面の全体状況を見渡した上で、今後 2 か月程度、優先的に指導すべき事項を 1 ~ 2 点に絞って、その実態を簡単に把握する。担任が記入する（担任の担当外の教科や部活動等に関しては、担当者との相談により決定する。以下同様とする）。

- うまくいっているところの実態の把握に重点を置く。
- ・うまくいっているところは、自尊心を育てるための指導目標や指導の手だてを設定する上で、有効な手がかりとなる。
 - ・できていること、努力していること、得意なこと、興味関心などは、積極的に見いだすべきことである。
- 発達障害であるか否かの判断には重点を置かない。
- ・発達障害の類型に基づく、つまずきの要因に関する分析的な実態の把握は行わない。
 - ・指導に取り組みながら、学習や生活がうまくいくための支援の要件を絞り込んでいく。

(2) 指導目標・指導場面の設定

現在の状況を維持すること、悪化させないことが最も重要である。

実態に対応させて、今後2か月程度で達成可能な具体的な目標を設定する。小さな目標を達成して成功体験を積めるようにすることが大切である。うまくいっているところをさらに伸ばすという側面を重視して目標を設定する。担任が記入する。

指導場面は、指導目標に即して、実際に指導可能な場面（時間、場所、担当）を設定する。

(3) 指導の手だての設定

生徒の内発的な動機付けを重視し、うまくいっているところを活用して、具体的な手だてを設定する。担任が記入する。

この段階で、学年等の小委員会において、個別の指導計画の確認・調整を図る。保護者に提示して、了承を得る。

その後、コーディネーターは、学校全体の委員会において共通理解を図る。共通理解を図った日を記入年月日とする。

4 指導の実施

(1) 指導の実施

個別の指導計画に基づき、担任が主体となって、担当者間で連携しながら指導を実施する。設定した指導場面で、一定の手だてにより継続して生徒の指導にあたる。生徒とのやりとりの様子を簡略に記録する。必要に応じて学級経営録や週案等を活用する。

担任は、連絡帳や電話等により、保護者に指導の経過を説明し、相互理解を図る。指導目標の達成に向かっている状況を中心としながら、困難な状況についても説明する。併せて、家庭での様子も聴取する。

(2) 計画の微調整

指導に取り組みながら、実態の把握、目標の設定、手だての設定について、随時、微調整を行っていく。この過程は、学習や生活がうまくいくための支援の要件を絞り込んでいく過程でもある。以下に、その試行錯誤の例を示す。

違いを見つける。

- ・一定の手だてで生徒にかかわりながら、普段と違った行動を見つける。
- ・できなかったことができた。 / できたことができなかった。

要件を見いだす。

- ・できた時とできなかった時との状況の違いを問う。
- ・状況の違いの中から、できるための要件を見いだす。

工夫を試みる。

- ・見いだした要件を満たすような工夫を試みる。
- ・ある場合はできる。 / ある場合はできない。

要件を絞り込む。

- ・再び、両者の状況の違いを問う。
- ・状況の違いの中から、できるための要件を絞り込む。

5 指導の評価と改善

評価予定日に、指導の評価を行い、指導計画の改善の方向を決定する。担任が記入する。

学級経営録や週案等の指導記録を資料として、指導目標の達成状況について、生徒の行動の様子を記入する。併せて、学習面と生活面の全体状況を見渡した上で、指導計画の改善の方向を記入する。

この段階で、学年等の小委員会において、個別の指導計画の確認・調整を図る。保護者に提示して、了承を得る。

その後、コーディネーターは、学校全体の委員会において共通理解を図る。

指導目標が達成された場合

A 1 : 目標継続・手だて継続

A 2 : 目標継続・手だて改善

A 3 : 目標の上方修正

A 4 : 新たな目標の設定

A 5 : 指導終了

指導目標が達成されなかった場合

B 1 : 目標継続・手だて継続

B 2 : 目標継続・手だて改善

B 3 : 目標の下方修正

B 4 : 新たな目標の設定

第3章 研究の実際

第1節 A中学校における実践

－ 生徒指導の組織体制を生かした特別支援教育 －

1 学校概要

(1) 地域の特性

学区は、古くからの農業地区と商業地区、及び新興の工業団地と問屋団地の地区で構成される。地域開発の進展に伴い住宅が増加しつつある。保護者は教育に関心が高く、学校に対して協力的である。

(2) 生徒の状況

全校生徒562名、1学年6学級の比較的規模の大きい学校である。生徒は、小学校3校から入学してくる。スポーツ・芸術を好み、明るくまじめな生徒が多い。規則を守り、時間とともに授業に取り組むことができる。全体的に落ち着いた学校生活を送っている。一方、学習と生活の全般にわたり教師への依存が強く、自主的な取組が弱い傾向もみられる。基本的生活習慣の確立が課題である生徒や友人関係で悩む生徒も増えている。

(3) 学校経営

学校教育目標は「学びとる力・思いやる心・たくましい体」である。目指す生徒像は「夢や希望をもち自ら学ぶ生徒・思いやりのある生徒・よりたくましく自分を磨く生徒」としている。

学校経営の方針は次のとおりである。

学校は楽しいところでなくてはならない。今日も学校に来てよかったと思えるところでなくてはならない。誇れる校風の継承と新しい校風・文化の創造を基本にすえて5つの方針を掲げ、楽しい学校づくりに取り組む。

特色ある教育課程の編成と学習指導法の改善に努める。

生徒を中心にすえた教育活動を展開する。

師弟同行、共に育ち、いつも明るく生き生きとした学校生活を目指す。

家庭や地域、関係機関との連携を深め、信頼される開かれた学校づくりに努める。

教職員相互の信頼と協力を大切にする。

重点目標・学校課題は「自ら学ぶ意欲をもち、よりよく課題を解決する力を身に付けた生徒の育成」である。教えるべきことは徹底して教え、学ばせるべきことはじっくりと学ばせる「教えて考えさせる教育」を基本理念に掲げ、教科主任等を中心とした教科等の経営を縦糸とし、学年主任を中心とした学年経営を横糸として、「一人一人の生徒のもつよさや可能性が発揮される教育活動」を展開するとしている。

2 特別支援教育の取組

A中学校では、平成18年度、栃木県総合教育センター教育相談部が実施する「中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究」について、協力依頼を受けることとした。これを機に、特別支援教育の充実に向けた取組が本格的に開始された。

実践研究に取り組むにあたって、校長が示した基本方針は次の2点である。

一人一人の教育的ニーズに応じた教育

- ・学校は、一人一人の生徒の自己実現のために教育を行っている。
- ・生徒一人一人には、友人関係にかかわるニーズ、不登校にかかわるニーズ、人権にかかわるニーズなど、多様な教育的ニーズがある。
- ・発達障害のある生徒に限らず、すべての生徒に対して、その教育的ニーズに応じた教育を行っていく。

校内支援体制の確立

- ・学校は一つである。教育課題ごとに切り分けることはできない。
- ・生徒指導体制を軸とする現在の教育活動を、特別な教育的ニーズというフレームで、少し見直して、生徒中心の学校づくりをさらに進めていく。
- ・今後1年間をかけて、特別支援教育の全体計画（案）を作成し、校内支援体制を確立していく。

A中学校では、忙しい学校現場に新たな課題が増えたと考えるのではなく、これまでの指導体制の中に特別支援教育の視点を効果的に織り込むことで、生徒中心の学校づくりを一層推進することができるのとらえて、実践研究に取り組むこととした。設定された実践研究の課題は、「校内支援体制の確立」と「個別の指導計画に基づく指導の実践」である。

(1) 校内支援体制の確立

学校には、学業不振、粗暴な行動、人間関係が不得手、不登校など、集団での学習や生活において様々な困難状況にいる生徒がいる。こうした状況の背景には、その要因として、発達障害がある場合も少なくないと言われている。

本校では、これらの生徒を「配慮を要する生徒」として、発達障害の有無にかかわらず、一人一人に配慮した指導を行ってきた。生徒指導の組織体制を基本軸として、学級での指導、学年での指導、学校全体での指導という段階的な指導体制で取り組んできた。

発達障害のある生徒に焦点を当てて、個別性に配慮した指導を行うにあたって、新たな組織を設置するのではなく、すでにある生徒指導の組織体制の中に、発達障害に対する配慮の視点を位置付けていくことが現実的であると考えた。

そこで、事例に対する指導に取り組みながら、校内支援体制を確立していくことにした。

(2) 個別の指導計画に基づく指導の実践

発達障害のある生徒に対して個別性に配慮した指導を行うために、個別の指導計画に基づく指導の実践に取り組むことにした。直ちに完成度の高い指導計画を目指すのではなく、まずは、これまで生徒に対して行ってきた具体的な配慮事項を文字により言語化して、指導目標や指導の手だてを明確にすることから始めることとした。

個別の指導計画に基づく指導を日常の教育活動の中に位置付けるためには、個別の指導計画の作成、指導の実施、指導の評価と改善、という一連の過程をできるだけ単純化して、無理なく持続できるものとする必要があると考えた。

そこで、事例に対する指導に取り組みながら、個別の指導計画に基づく指導の実際的な在り方を検討していくことにした。

3 事例研究

(1) 対象生徒

実践研究の開始時における生徒Aの状況は次のとおりである。

ア 学習面の状況

- ・家庭科の料理に関心があり、包丁を上手に使う。家庭でも、料理に取り組んでいる。
- ・授業中は眠っていることが多い。教室移動もしないことが多い。
担任は、無理に動かさず、動き出したら声をかけるようにしている。
まわりの生徒は、本生徒が眠っていることを問題にはしていない。
- ・書字に困難がある。仮名、数字、アルファベットは、書けるものもある。
週1回、病院併設の施設へ通い、書字の学習を続けている。

イ 生活面の状況

- ・部活動（水泳）には積極的に参加し、根気強く練習に励んでいる。
- ・清掃などの仕事は、場面ごとに、具体的に指示するとできる。
- ・給食は、まわりの生徒に促されて用意することが多い。食べない日もある。
- ・自信を失うと、教室から出てトイレや技術室に行ってしまう。

(2) 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、学年内の回覧により手書きで記入した。担任、学年主任、教科担任、部活動顧問などが、それぞれの視点で、学習面と生活面の実態を簡単に把握し、指導目標と指導場面、指導の手だてを設定した。特別支援教育コーディネーターは、それらをワープロでまとめる作業を行った。その後、学年研修（栃木県総合教育センターの学校訪問を含む。以下同様とする。）において、指導の重点目標を絞り込み、指導場面と指導の手だてについて、共通理解を図った。

実際に作成された個別の指導計画の中から、重点目標に対応する部分のみを抽出して、表1に示す。

表1 個別の指導計画の一部

(様式)		《 個 別 の 指 導 計 画 》			
学年・組	年 組	担任名		記入年月日	18年 6月26日
氏 名	生徒A	担任A		評価予定日	18年 9月 6日
	実 態	指導目標	指導場面	指導の手だて	評価・改善
学 習 面	【つまづいているところ】 ・学習場所に移動できない。 ・授業中に眠っていることがある。	学習場所に移動できるようにする。	教室移動前の教科担任心の教室相談員等	前時の授業者や空き時間の教員等が移動を促す声かけをする。 眠っているときは、声をかけ、移動するように促す。無理強いはいしない。	・学習場所に移動できる時間が増えた。途中まで移動できた時間もあった。(A1)
生 活 面	【うまくいっているところ】 ・部活動（水泳）では、休まず根気強く練習に励んでいる。ゆっくりだが、最後まで練習をやり遂げることができる。	水泳大会に入賞できるようにする。 自己記録を更新できるようにする。	水泳部 部活動顧問	達成可能な目標を示す。 励まし、ほめる。	・地区総体予選会で入賞し、表彰された。(A4) ・自己記録を更新することができた。(A4)

改善の方向 A：目標達成の場合 1 目標継続・手だて継続 2 目標継続・手だて改善 3 目標の上方修正 4 新たな目標設定 5 指導終了
B：目標未達成の場合 1 目標継続・手だて継続 2 目標継続・手だて改善 3 目標の下方修正 4 新たな目標設定

(3) 指導の実施

個別の指導計画に基づいて、学年を中心とする教職員が連携しながら指導を実施した。
ここでは、担当者間の連携の実際について報告する。

【指導目標】 学習場所に移動できるようにする。

特別支援教育コーディネーターは、この指導目標を達成するためには情報の共有が重要であるとして、図1のようなプリントを作成し、関係する教職員に協力を依頼した。

この呼びかけに応じて、関係する複数の教職員が生徒Aに声をかけた際の様子を口頭で、あるいはメモ用紙で、担任や特別支援教育コーディネーターに伝えながら、連携して生徒Aの指導にあたった。特別支援教育コーディネーターに届けられたメモ用紙の具体例を図2に示す。

学習面の指導目標達成のためにご協力を！

- 教室移動前の時間に、生徒Aに移動するよう声をかけてください。
 - 1 前時の教科担任が、可能な範囲で声をかけてください。
 - 2 状況により、次時の空き時間の教員が様子を確認してください。
 - ・移動していない場合は、まず声をかける。
 - ・生徒Aとのかかわりの程度により、強く指導したり、見守るだけにしたりしてください。
(自尊心を傷つけないよう注意する。)
 - 3 そのときの生徒Aの様子を担任や係に報告してください。
(可能な範囲で結構です。)
- 時間割と担当者の一覧は別紙のとおりです。

図1 協力依頼

7/10(月) 6校時

- 体育(フール)に来ないという同じクラスの生徒の連絡に、E教諭、F教諭、G教諭が教室へ行った。
- 机にうつぶせて寝ていたが、E教諭の話しかけに顔を上げる。
「水着を忘れた。」と言うので、「水着がなくても、ランニングなどをしなければいけないので、フールへ行くように。」と説得したところ、一人で歩いてフールへ向かった。
- 他に見ている人はいない方がいいという担任からのアドバイスがあったので、E教諭以外の2名は離れたところから、様子を見るようにした。
- 途中まで見送ったが、結局フールまでは行けなかった。

図2 メモ用紙の例

学年を中心とする複数の教職員が、自尊心を傷つけないことを共通認識として、一定期間、一定の手だてで生徒Aの指導にあたった。

(4) 指導の評価と改善

実施期間の終了時に指導の評価を行った。学年内の回覧により、指導担当者が指導目標の達成状況を手書きで記入した。特別支援教育コーディネーターは、それらをワープロでまとめる作業を行った。その後、学年研修において、評価欄に記述された内容の確認と調整を行い、指導計画の改善の方向を決定した。

ここでは、一定期間、一定の手だてで指導にあたった教職員が、指導の経過を振り返りながら、指導目標や指導の手だてを設定する視点を少しずつ深め、共有していった評価の実際について報告する。

【指導目標】 水泳大会に入賞できるようにする。自己記録を更新できるようにする。
【評価】 地区総体予選会で入賞した。自己記録を更新した。

学年研修において、この指導目標が達成されたことを確認した。生徒Aに対する理解を深め、その後の指導に生かすため、「なぜこのような結果が出せたのか」を話し合ったところ、次のような意見が出された。

達成可能な目標を示した。励まし、ほめた。

- ・目標タイムを具体的に示して、励ました。
- ・走る（オフシーズン）、泳ぐなどの練習に休まず参加していることをほめた。
- ・肥満体型からスポーツ体型へと変容し、体力が向上した。

生徒Aに対する配慮を部員に頼み、友達関係を見守った。

- ・生徒Aが頼りにしている生徒に、具体的な声かけについての支援を行った。
- ・部員間の友達関係がよい方向に進み、会話が弾む様子もみられるようになった。
- ・保護者が一貫して生徒Aを信頼している。
- ・保護者は、水泳が好きで頑張っている生徒Aのことを認めている。
- ・保護者は、生徒Aに対して「なぜできないんだ」というような言葉は絶対に言わない。
- ・生徒Aは部活動（水泳）をとおして、自信を付けてきた。

この話合いの過程で、指導目標を設定する場合には、生徒の努力していることや興味関心をさらに伸ばすという側面が重要であることを教職員間で共有することとなった。

【指導目標】 学習場所に移動できるようにする。

【評価】 移動できる授業が増えた。途中まで移動できた時もあった。

学年研修において、生徒Aは、理科、家庭、音楽、体育などの教室移動のある教科の時間に、学習場所に移動できることが多くなったことを確認した。生徒Aに対する理解を深め、その後の指導に生かすため、「なぜ移動ができるようになったのか」を話し合ったところ、次のような意見が出された。

生徒A自身の意識が変容してきた。

- ・部活動（水泳）をとおして、自信を付けてきた。
- ・生徒A自身の「授業に出よう」「頑張ろう」という意識が高まってきた。

個別の指導計画により、指導目標、指導の手だてを共通理解して生徒Aにかかわった。

- ・教室移動の授業の前の時間の授業者が声をかけた。授業が始まって教室に残っている場合には、空き時間の教職員が声をかけた。
- ・無理強いはしないようにした。

日頃から、生徒同士の間関係を育む学級づくりに取り組んできた。

- ・どの生徒も孤立しないように、当番活動や係活動をとおして、生徒同士のかかわりをもたせるようにした。
- ・教室移動時に、生徒Aに声をかけて一緒に移動しようとする生徒が増えてきた。

この話合いの過程で、生徒の困難な側面に直接働きかけることだけが、有効な指導の手だてであるとは限らないことを職員間で共有することとなった。

指導目標を達成するための手だてとして設定したのは、生徒Aの意思を尊重しながら移動を促す声かけを行うことであった。この働きかけの効果があつたことはもちろんである。しかし、教室移動ができるようになった主な要因として、教職員の多くが指摘したのは、「部活動（水泳）をとおして、自信を付けてきた」ということであった。部活動の仲間や学級の友達から認められ、学校生活の中に自分の位置が確立できたことが、生徒Aにとって大きな力となったのではないかととらえることができる。

4 取組のまとめ

A中学校において、特別支援教育の充実に向けた取組が本格的に開始されたのは、平成18年度からである。生徒指導体制の中に特別支援教育の視点を効果的に織り込むことで、生徒中心の学校づくりを一層推進するとして、その取組は開始された。実践研究の課題は、事例に対する指導に取り組みながら、校内支援体制の枠組を確立することと、個別の指導計画に基づく指導の一連の過程を実践することであった。

A中学校における取組の成果と今後の課題を整理して、1年次の実践研究のまとめとする。

(1) 校内支援体制の確立

ア 取組の成果

- ・発達障害のある生徒に対する個別性に配慮した指導は、新たな組織を設置するのではなく、学年を中心とする生徒指導体制の中で取り組むことができた。
- ・毎月1回実施される学年研修の場を活用して、各学級の「配慮を要する生徒」についての情報交換の時間の中で、特別支援教育コーディネーターが主導して個別の指導計画に基づく指導の進行管理を行うことができた。

イ 今後の課題

- ・生徒指導体制との関連付けを図った特別支援教育の全体計画を作成することが求められる。その中に、組織の検討や年間計画の作成なども含まれる。
- ・学年を中心とする生徒指導体制での取組を、学校全体での共通理解の水準へと引き上げることが求められる。そのためには、生徒指導主事の運営する生徒指導委員会の中に、特別支援教育コーディネーターの役割を位置付けることが必要である。さらに、学年研修の中で、個別の指導計画に基づく指導の進行管理を日常的に行っていくため、各学年の特別支援教育担当の役割を明確にすることを検討する必要がある。

(2) 個別の指導計画に基づく指導の実践

ア 取組の成果

- ・個別の指導計画の作成、指導の実施、指導の評価と改善という一連の過程を、指導の実践をとおして教職員が体験的に理解することができた。
- ・個別の指導計画を道具として、教職員間で共通理解を図って指導にあたり、指導の経過を振り返ることができた。その過程で、生徒の実態をとらえる視点と、指導目標や指導の手だてを設定する視点を少しずつ深め、共有することができた。特に、生徒のうまくいっているところは、自尊心の回復・維持に向けての有効な手がかりとなることを確認することができた。
- ・保護者に個別の指導計画を提示して、指導計画と指導の進行状況を説明することで、相互理解に基づく連携を図ることができた。

イ 今後の課題

- ・個別の指導計画に基づく指導は、ようやく形をなしてきたところである。今後は、個別の指導計画を書きかえながら、指導の実践を累積していくことが求められる。
- ・個別の指導計画に基づく指導の日常化を図るためには、個別の指導計画の指導目標を絞り込むことが重要となる。
- ・個別の指導計画は、学年内の回覧により手書きで記入したものを、特別支援教育コーディネーターがワープロでまとめる作業を行った。指導の日常化を図るためには、これを各担任の役割に移行することが必要である。

第2節 B中学校における実践

- 「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の視点を取り入れて -

1 学校概要

(1) 地域の特性

田園地帯で自然豊かな環境に囲まれ、従来は米麦を主体とした農業中心の町であったが、最近では分譲団地が増え、兼業農家や共働きの家庭が増加している。保護者は、教育に対する関心が高く、学校行事等の参加が多いなど学校に協力的である。

(2) 生徒の状況

生徒数314名で、1・2学年各3学級、3学年4学級の計10の学級がある。生徒の実態として、明るく素直で、あいさつがよくでき、清掃など奉仕作業にも熱心に取り組むことができる。また学校行事にも意欲的に参加する生徒も多く、学級対抗行事などは大いに盛り上がる。学習面では、表現力や発表力にやや弱い面も見られるが、真面目に取り組むことができる。

(3) 学校経営

学校教育目標は「人間尊重の理念を基調とし、豊かな情操を備え、勤労と責任を重んじ、想像力に富み、進んで真理を探究し、社会の変化に主体的に対応できる能力を持った心身ともに健康な生徒を育成する」である。目指す生徒像は「学び鍛える生徒・自他を尊ぶ生徒・気力あふれる生徒」としている。

学校経営の方針は次のとおりである。

自ら学ぶ力を育てる学習指導の工夫・改善に努め、基礎的・基本的な内容の確実な定着と、自分の考えを豊かに表現する力を伸ばす教育の推進に努める。

温かな人間関係のもと、生徒相互、生徒と職員、生徒と地域の方々など、人と人とのふれあいを大切にした諸活動を意図的・計画的に設定・実施し、自他の尊重や思いやりの心を育む。

生徒の学校生活の基盤である学級経営を母体にし、生徒一人一人に目を向けた生徒理解と、個に応じた生徒指導に努める。

研鑽に励むとともに、日々の教育実践を大切にする、意欲、情熱、創造性あふれる教職員として、地域に信頼される学校づくりを推進する。

個人情報保護方針により、個人情報保護とその管理体制を整える。

2 特別支援教育の取組

B中学校は、平成17年度学習障害児等指導体制充実事業の巡回校として、特別支援教育の充実に向けて先進的に取り組んできた。その1年間の取組の成果を基に、さらに充実した指導の実践を押し進めている。校長の示した方針は以下のとおりである。併せて、今年度の校内組織及び校内委員会の年間計画を表す。

【校長の方針】

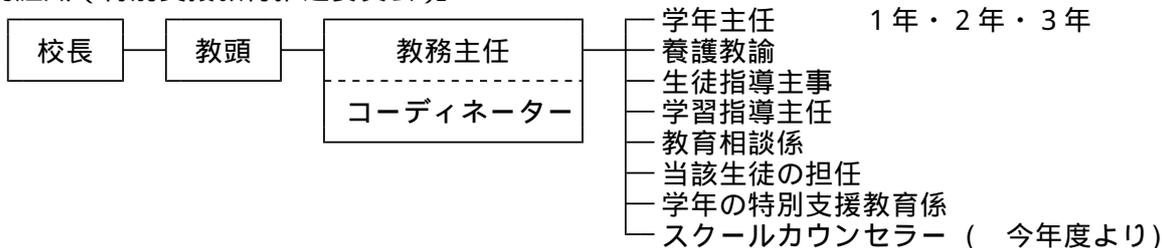
学校とは、自立できる人間づくりの場であり、そのために教師は、全人格を使って教育していく。

「すべての子どもに支援は必要である」という認識の下に、特に通常の学級で困難を抱えている子どもへの支援については、次のとおり考える。

授業と学級経営の改善を図ること（生徒理解をより充実させることを基本として）
できるだけ多くの教員がかかわること

「個別の指導計画」作成においては目標設定を欲張らず、動きやすいものにする
最終的には、必要ならば「誰でも先生から特別な支援が受けられる」という学校全体の雰囲気を作っていく。そのために、研修をとおして、配慮（支援）を要する子どもへの、教師の「気付き」を深めていく。

【校内組織（特別支援教育推進委員会）】



【校内委員会の年間計画】

月	校内委員会	活動内容
4 5	4月上旬 校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の組織 生徒指導部の連携（配慮生徒共通理解） 気付き（チェックシート・行動実態把握作成） 保護者への啓発と連携 教育相談（スクールカウンセラーとの連携）での留意事項
6 7・8	6月上旬 校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握（学年ごとにまとめる） 個別の指導計画案作成 個別の指導計画検討会 巡回相談準備 三者懇談での保護者との連携について（関係づくり） 校内研修「本校の特別支援教育と事例研修」
9	9月上旬 校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画計画に基づいた実践報告（変容の見取り） 個別の指導計画の評価・反省（目標設定と見直し） 三者懇談での保護者との連携の持ち方（保護者への啓発資料） Q - U実施 <第1回>
10・11		<ul style="list-style-type: none"> 校内研修「Q - U事例研究会」
1 2 1	12月中旬 校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画に基づき実践（変容の見取り） 支援上の課題 支援が必要な生徒の進路について（指導の経過と今後の支援・保護者の状況） Q - U実施 <第2回> 校内研修「Q - U事例研究会」
2 3	2月上旬 校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画の評価・反省（次年度に向けて） 今年度の評価・まとめ（成果と課題） 入学予定者の小学校との引継ぎについて

B中学校では、今までの取組をもとに、実践研究の課題を『校内支援体制の確立』と『個別性に配慮した指導の実践 「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の視点も取り入れて 』とした。

(1) 校内支援体制の確立

前年度からの取組を基盤に、コーディネーターを中心として特別支援教育の全体計画や年間計画を位置付け、校内委員会の組織・運営などを構築していく。

コーディネーターは教務主任が担当し、立場上、学校全体を見通し、計画運営や連絡調整がしやすいというよさをもつ。また、教科の関係上、学習指導と生徒指導において全学級、全生徒にかかわることができる立場にある。

校内委員会は二重構造になっており、先に示した「特別支援教育推進委員会」の下に、学年を基本とした小委員会である「学年会」がある。特別支援教育推進委員会では、個別の指導計画の評価改善などを行っている。学年会では、個別の指導計画に基づいた指導を実施し、生徒の実態に応じて、学年担当の他、教科担任、部活動顧問など柔軟に組織していく。

(2) 個別性に配慮した指導の実践 「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の視点も取り入れて

学級のすべての生徒に対しての「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する指導に取り組みながら、その中でも発達障害のある生徒に対して、個別の指導計画を活用し、個別性に配慮した指導を実践していく。

個別の指導計画に基づく指導において、これまでの指導の経過で効果的であったものを参考にしながら、その生徒のうまくいっていること等を活用していく。

なお、学級のすべての生徒に対しての「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する指導の取組として、コーディネーターによる全体計画に基づいて、学習指導主任、生徒指導主事などが具体策を提案した。以下に主なものを示す。

ア 居心地のよい学級をつくる

担任と生徒一人一人（保護者）との信頼関係づくりに努める。

- ・定期的に教育相談週間を実施する。（5月、1月）
- ・給食、清掃などの諸活動において、生徒と共に活動する。
- ・よいところやがんばっていることなどに対して声かけをし、認め励ます。

生徒同士が互いに認め合い、助け合う集団を目指す。

- ・自分自身のよさに気付いたり、友達同士でよさを認め合ったりする活動を取り入れる。

集団生活のルール（規則）・マナー（礼節）の指導を徹底する。

イ 分かりやすい学習・生活環境を整える

「分かる授業」の創造

学校課題「基礎的・基本的な内容の定着を図る学習指導と評価の工夫改善 研きあう教師」に基づき、「分かる授業」の創造のために以下の点を実践する。その際、教師間で授業参観を行い、授業評価カードを用い互いに評価し合うことで研きあう。

1時間の授業のねらいを示す。

- ・「何が」「どのように」「どのくらい」できればよいのかなどが分かるように言葉で伝えたり、板書したりする。

指示の仕方を工夫する。

- ・学級全体には、注目させてから短くポイントを絞って指示をし、そのポイントを板書する。聞き取りが苦手な生徒には、学級全体への指示の後、個別にもう1度指示

を伝える。さらに、伝えたことを理解したかどうか復唱させたり、行動を見たりしてチェックする。

課題の出し方を工夫する。

- ・言葉だけではイメージがつかみにくい生徒への対応として、図や絵や写真など、言葉以外に視覚的な手がかりを提示する。

教室環境の工夫

分かりやすい環境を整えることで、生徒が安心して生活を送ることができるようにする。言語環境を整備する。

- ・人権教育の視点においても、生徒同士の言葉遣い等に留意していく。
- ・教職員がモデルを示す。

掲示物を工夫する。

- ・視覚的効果もねらい、明確で誰でもわかる掲示物を工夫する。

道徳、特活のコーナーを設置する。

- ・異なる意見の理解と自尊感情の醸成を図る。

3 事例研究

(1) 対象生徒

実践研究の開始時における生徒Bの状況は次のとおりである。

ア 学習面の状況

- ・各授業とも挙手や発表に積極的である。
- ・音楽の歌唱においては、積極的で大きな声で表現できる。
- ・机上の学習用具の整理整頓がうまくできない。

イ 生活面の状況

- ・明るく素直な性格で、毎日休まず元気に生活している。
- ・責任感が強く、係活動や委員会活動に積極的に取り組むことができる。
- ・人前に立ったり、目立ったりする活動は物怖じせず、得意としている。
- ・時に、相手の話を聴かないで、自分の話を一方的に話したり、説教口調になったりすることがある。そのため、他の生徒からその言動を肯定的に受け止められないこともある。

(2) 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、まず、担任が学習面と生活面の実態を記入した。その後、コーディネーターも加わった学年会で、学年担当の多くの教職員の視点で情報を交換し、うまくいっているところを特に確認し書き加えた上で、指導目標と指導場面、指導の手だてを設定し作成した。その後、特別支援教育推進委員会で、より広い視野で個別の指導計画の妥当性を検討した。

実際に作成された個別の指導計画の一部を、表2に示す。

表2 個別の指導計画の一部

(様式)		《 個別の指導計画 》			記入年月日	18年 9月11日
学年・組	年 組	担任名	担任 B		評価予定日	18年12月21日
氏 名	生徒 B					
	実 態	指導目標	指導場面	指導の手だて	評価・改善	
学 習 面	【うまくいっているところ】 ・各授業とも挙手や発表に積極的である。	◎授業中、積極的に発表したり、自信をもって活動できるようにする。	・各教科の授業教科担任	・授業中、意図的に発表させたり、よさを賞賛したりしていく。また、生徒Bのよさが認められるように、学級として、互いによさを認め合える場面をつくる。	・各授業とも積極的に取り組むことができている(A1)。さらに学級全体として互いのよさを認め合う手だてを具体化する。(A2)	
生 活 面	【うまくいっているところ】 ・係活動や委員会活動に積極的に取り組むことができる。	・学校のホームページを仕上げるようにする。	・放課後委員会顧問担任 学年担当 他教職員	・学校のホームページ作りの取組を、委員会顧問をはじめ多くの職員で見届け、その都度ほめる。	・委員の中心となって作成することができた。年内に完成し公開予定。(A4)	
改善の方向 A：目標達成の場合 1 目標継続・手だて継続 2 目標継続・手だて改善 3 目標の上方修正 4 新たな目標設定 5 指導終了 B：目標未達成の場合 1 目標継続・手だて継続 2 目標継続・手だて改善 3 目標の下方修正 4 新たな目標設定						

*10月半ばに新たに書き加えたところを、太字で示した。

(3) 指導の実施

個別の指導計画に基づいて、学年を中心とする教職員が連携を図りながら、指導を実施した。その際、情報を共有し、すぐに指導に生かすために、生徒のよかったことや気付いたこと等をその都度共有フォルダにメモしていくようにコーディネーターが教職員に呼びかけた。

学級のすべての生徒に対して「居心地のよさ」を保障する指導の取組から、生徒Bへの個別性に配慮した指導につながっていった実践例を以下のア・イで報告する。

生徒Bの学級担任は、次に示す学級経営方針をもち、居心地のよい学級づくりをすすめている。

【学級経営方針】 一人一役をとおして、学級活動に積極的に取り組めるクラスを目指す。

10月初めには、学級における生徒の実態を客観的にとらえる一つの方法である「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」(河村茂雄著, 図書文化社)を学級の全生徒に実施し、学年会で検討した。その結果、居心地のよい学級づくりのために、学級全体として「一人一人の生徒のよさを認め、ほめる」ことや「一人一人のよさを生かす機会や場면을意図的に設定する」ことの必要性があらためて確認できた。

ア よさを生かし、認め励ます

【うまくいっているところ】 係活動や委員会活動に積極的に取り組むことができる。

【指導目標】 学校のホームページを仕上げるようにする。
 【指導の手だて】 学校のホームページ作りの取組を、委員会顧問をはじめ多くの職員で見届け、その都度ほめる。

学級のすべての生徒に対して、それぞれのよさを認め、ほめるという取組を意識して行ってきた。生徒のがんばりを教職員が見取り必ず毎日一声をかけていくことや、帰りの会に学級でよかったことや級友のよいところを毎日4人ずつ発表していくことなどを実践していくことにした。

生徒Bに対しては、「係活動や委員会活動に積極的に取り組むことができる」というよさを生かしたいと考えた。本人が希望して入った報道情報委員会において、担当する学校のホームページ作りに着目し、指導目標を設定し、10月半ばよりあらたに実践していくことにした。

担当教諭だけではなく学年や多くの職員で、ホームページ作りの進み具合を聞いたり、「がんばっているね」と声をかけることに心がけていった。その間、共有フォルダに累積されていた指導の経過の一部を以下(表3)に示す。

表3 「指導の経過」の一部

* 指導の経過 * <生活面>		
月日	指導の実際	生徒の状況
10 / 10	<p>・委員会顧問だけでなく、学年全体でホームページづくりの進み具合を聞いたり、がんばっているねと声をかけると本人もうれしそうであった。</p> <p>【放課後：〇〇より】</p>	<p>・放課後残って、学校のホームページ作りに熱心に取り組んでいる。</p>
10 / 19	<p>・帰りの会終了後になって明日の準備を聞きに来たので、「今度から昼休みに来て、早めに連絡できると、みんなのためにありがたい」と指導した。</p> <p>【放課後：△△より】</p>	<p>・昼休みに連絡係の仕事をこなせるようになってきた。授業の反応も活発になった。</p>

生徒Bは、自分のよさを多くの先生から認められ、ほめられたことで、放課後毎日、熱心にホームページ作りに励んでいる。その結果、完成することができた。

さらには、級友もその活躍を認め、帰りの会で生徒Bのよいところを発表する場面も見られた。

イ 自分のよさに気付く

【うまくいっているところ】 各授業とも挙手や発表に積極的である。

【指導の目標】 授業中、積極的に発表したり、自信をもって活動できるようにする。
 【指導の手だて】 授業中、意図的に発表させたり、よさを賞賛したりしていく。
 また、生徒Bのよさが認められるように、学級として、互いによさを認め合える場面をつくる。

学級活動において、「自分のよさや友達のよさ」に気付く授業を以下のとおり実践した。

◇題 材◇ 「☆いくつ」

◇ね ら い◇ 自分のよさや友達のよさを見つめ直す。

さらに、自己評価と他者評価を比べることで自分のよさを再認識する。〈自己理解〉

◇主な活動◇

まず、自分のよさを見つめ、あてはまる☆を塗りつぶす。その後、自分のプリントを級友に渡し、級友から見たよさと思われる☆を違う色で塗りつぶしてもらい、同様に次々とまわしていく。数名まわったところで、プリントを持ち主に戻す。

自分でつけたよさと友達から見たよさを見比べる。本時の感想を書き、発表する。

◇生徒の感想◇

- ・自分のよさだと思っていたことを友達も認めてくれて、うれしかった。
- ・友達は自分が思っているのとは違った見方をしているのだと分かった。意外だった。(生徒Bの感想)

この活動をとおして、学級全体として、自分のよさや友達のよさを見つめ直す機会となり、以前と比べて、友達や学級全体に目が向くようになり、自他ともによさへの気付きが広がっていったようである。

生徒Bについては、自分のよさを見つめ、さらに、友達からは、「意見をはっきり言う」ことや「想像力豊かである」こと、「進んで働く」ことについて、自分では感じていなかったよさを友達から認めてもらうことができた。

本人の授業中臆せず発表できるよさを生かし、担任が意図的に生徒Bを指名した。その時、生徒Bは「・・・で意外だった」と発言したが、近くの級友に「そんなことないよ、・・・だよ」と言われ、自分のよさをあらためて友達に認められ、照れくさそうに笑みを浮かべていた。

(4) 指導の評価と改善

個別の指導計画の評価と改善の話合いは、特別支援教育推進委員会で行った。この時、上で示した指導の経過の累積メモ(表3)が個別の指導計画の評価資料となった。今までの指導の経過が文字として記録されたので、これを基に確かな話合いができた。その結果、自ずと効果的な指導の在り方が見えてきて、より実態に即した具体的な指導目標や手だてを講じることにつながっている。話合いの内容の一部を以下に示す。

- ・ほめることで、ホームページ作りの活動を自信をもって行うことができた。特に、多くの先生や友達からほめられたり、認められたりすることが効果的であった。
- ・本人の得意なことを生かし、ホームページ作りなど中心的な役割をもたせ取り組ませることは、生徒Bにとって有効である。今後も生徒Bが得意としていることを意図的に任せていくことで、満足感や自尊感情を高めることもできるのではないか。
- ・今後は、係活動の連絡係としても、教科担当と担任が連携し、生徒Bに声をかけながら、できたらほめていくことを実践していこう。

4 取組のまとめ

B中学校は、平成17年度の取組を基盤として、特別支援教育のさらなる効果的な取組を目指し、校内支援体制を確立していくことと、個別性に配慮した指導の実践「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の視点も取り入れて をすすめてきた。

B中学校における取組の成果と今後の課題を整理して、1年次の実践研究のまとめとする。

(1) 校内支援体制の確立

ア 取組の成果

- ・2年目の校内支援体制となり、コーディネーターによる全体計画に基づいて、学習指導や生徒指導、特別活動や学年等の立場から、特別支援教育を見通した視点での具体的提案がなされ、学校全体として特別支援教育を推進することができた。
- ・本校のコーディネーターは教務主任であり、学校全体の動きを見通し、計画運営や連絡調整がしやすいという立場とその役割が合い、うまく機能することができた。また、全学級の授業に出ていることから学習指導と生徒指導上において、全生徒にかかわることができたことも有効であった。このことから、コーディネーターの要件としては、学校全体が見渡せること、且つある程度の独立性を保てることのあるのではないかと、ということが明らかになった。
- ・具体的な指導の実際において、生徒の実態に応じて、担任をはじめ学年担当、その他、教科担任、委員会顧問など柔軟に組織することが必要であることが確認できた。

イ 今後の課題

- ・年度が替わり新しい教職員の組織体制となっても、特別支援教育の取組の意識を学校全体にさらに広げ、深めていく。
- ・発達障害のある生徒だけではなく、配慮を要する様々な生徒に対して適切な指導が柔軟にできるように校内支援体制を確立していく。

(2) 個別性に配慮した指導の実践「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の視点も取り入れて

ア 取組の成果

- ・個別の指導計画の改善においては、うまくいっていること等を活用して、これまでの指導の経過で効果的であったものを参考にしながら指導目標や手だてを設定し、指導の実施、評価と改善を重ねていくことで、個別性に配慮した指導を実践することができた。
- ・学級のすべての生徒に対して「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する指導の取組をとおして、学級という全体の土壌を育成しながら、併せて、個別性に配慮した指導にもつなげることができた。
- ・フォルダを活用し指導の実際をその都度メモしていくことにより、いろいろな場面で多くの教職員の指導の経過を累積していくことができた。さらに、その累積されたメモをもとに、評価改善時に確かな話合いができ、自ずと効果的な指導の在り方が見えてきて、より実態に即した指導目標や手だてを講じることにつながった。

イ 今後の課題

- ・引き続き、「居心地のよさ」と「分かりやすさ」の実践をすすめ、学級全体の土壌を育成していく。特に、1時間の授業のねらいの提示、指示や板書の工夫、課題の提示の工夫（プリント類の工夫、視覚的な工夫等）など分かりやすい学習・生活を整えることをさらに深めていきたい。
- ・学級のすべての生徒に対しての「居心地のよさ」と「分かりやすさ」を保障する指導が個別性に配慮した指導の基盤であることとらえ、学級のすべての生徒に対しての指導から個別の指導につながる手だて等も、個別の指導計画に書き込んでいく。
- ・随時、個別の指導計画の実態の把握、指導目標や指導の手だての設定についての適切化を図り、微調整を行いながら、指導を実施していく。

第4章 研究の中間まとめ

1 今年度の研究の成果

(1) 校内支援体制の在り方

・新しい組織を立ち上げるのではなく、組織的な体制をもつ中学校のよさを生かし、既存の校内支援体制に特別支援教育の視点を加えることで、中学校において発達障害のある生徒への指導を無理なくすすめることができた。

・校内委員会を、学校全体の委員会と学年等の小委員会の二重構造にすることにより、日常的に機能する組織体系となり、状況に応じて柔軟に支援することができた。

・特別支援教育の校内の推進においては、校長のリーダーシップのもと、コーディネーターは、特別な専門的知識の有無より、学校全体を見通した計画運営や連絡調整等の役割の重要性が確認できた。

(2) 発達障害のある生徒の指導

・個別の指導計画を作成することで、いつどこで誰が何をどのようにかかわっていくのか明確になり、目標に向けて多くの教職員で指導の実践をしていくことができた。その際は、生徒のよさに着目し、活用していくことが効果的であることが確認できた。

・「個別の指導計画」を活用して、指導を積み重ねていく中で、生徒の実態をとらえる視点やその指導法を見つめることができ、教職員自身の意識もより高まってきた。

・個別性に配慮した指導とともに、居心地のよい学級を創造すること、分かりやすい学習・生活環境を充実させることの重要性が確認できた。

2 次年度の研究の課題

(1) 校内支援体制の在り方

・各学校の校内支援体制を生かしながら、そこに特別支援教育の視点を効果的に織り込むことで、特別支援教育を日常の教育活動の一つにしていく。

・さらに機能的に取り組むことができるように、校内支援体制の組織内の役割分担を明確にしていく。

(2) 発達障害のある生徒の指導

・すべての生徒に対する日常的な指導（「居心地のよさ」と「分かりやすさ」）の充実をさらに図りながら、個別の指導計画を活用し指導の実践、評価と改善を継続していくことで、生徒の個別性に配慮した指導を実施していく。

・指導を継続していく上で生徒のよさを活用することが効果的であったことから、日頃から生徒のよさを見いだしていく教職員の姿勢や態度をより深めていく。

・中学校において発達障害のある生徒の指導は、特に、二次障害の予防・軽減を図ること、自尊心を育てることが重要であるため、個別の指導計画に基づく指導においては、うまくいっているところの実態を活用していく。

文 献

石隈利紀（2006）中学校における特別支援教育．平成18年度栃木県総合教育センター調査研究「中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方」調査研究委員会講話資料．

栃木県教育委員会（2006）一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために - 通常の学級における特別支援教育の手引き -

宮本信也（2004）まず二次障害を理解しよう．月刊実践障害児教育第31巻第12号．学習研究社

渥美善賢（2005）LD、ADHD、高機能自閉症の理解と実態把握．平成16年度国立特殊教育総合研究所セミナー資料．独立行政法人国立特殊教育総合研究所

野口和人（2005）子どもの困難状況の理解と支援．特別支援教育への招待．宮城教育大学特別支援教育総合研究センター．教育出版

河村茂雄 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U 図書文化社

融道男他翻訳（2005）ICD-10精神および行動の障害 - 臨床記述と診断ガイドライン - . 医学書院

本紀要の作成にあたり、研究協力委員の方々及び研究協力委員の学校の教職員の皆様、そして県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室並びに特別支援教育室には、多大な御協力をいただきましたことに感謝します。また、筑波大学教授 石隈 利紀 先生には、御多忙にもかかわらず、懇切丁寧な御指導をいただきましたことに併せて感謝します。

栃木県総合教育センター教育相談部	部長	高橋	みゆき
同	部長補佐	伊澤	成男
同	副主幹	上野	光一
同	副主幹	赤上	純子
同	指導主事	潮田	裕子
同	指導主事	中田	誠
同	指導主事	梅澤	圭子
同	指導主事	庄司	秀樹
同	指導主事	谷口	照子
同	指導主事	松本	美智代

平成18年度

中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方
に関する調査研究 - 中間報告 -

発行 平成19年3月

栃木県総合教育センター 教育相談部

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070

TEL 028 - 665 - 7211 FAX 028 - 665 - 7212

URL <http://www.tochigi-c.ed.jp/>